

○浦添市消防本部自動体外式除細動器貸出事務取扱規程

平成28年6月27日

消防本部訓令甲第11号

改正 令和3年7月1日消防本部訓令甲第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、救命体制の整備及び拡充を図るため、浦添市消防本部が管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を市内で開催される各種行事の主催者に貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 AEDの貸出しの対象となる行事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が主催又は後援する行事
- (2) 10人以上が集まり、かつ、営利を目的としない行事
- (3) その他浦添市消防長（以下「消防長」という。）が必要があると認める行事

(貸出しの条件)

第3条 AEDを使用する場合においては、原則として医療従事者、救急救命士又はAEDの使用に係る救急救命講習を修了した者をその会場に配置するものとする。

(貸出しの期間)

第4条 AEDの貸出し期間は、1回の申請につき7日以内とする。ただし、特別な理由があると認める場合は、貸し出し期間を延長することができる。

(貸出しの申請)

第5条 AEDの貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）がAEDの貸出しを受けようとする場合は、当該行事を開催する日の2週間前までに、浦添市消防本部AED借用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、消防長に提出するものとする。

(貸出しの承認)

第6条 消防長は、前条の申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査の上で承認の可否を決定し、浦添市消防本部AED貸出承認・不承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 消防長は、前項に規定する貸出しの承認を受けた申請者（以下「借用者」という。）に対しては、消防長の指定する場所において、AEDを引き渡すものとする。

(貸出し費用)

第7条 AEDの貸出しは、無料とする。

- 2 貸出し期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、借用者の負担とす

る。

- 3 前2項の規定にかかわらず、附属品の電極パッド（成人用及び小児用を含む。）を使用した場合の新しい電極パッドへの交換は、AEDの返還後に速やかに浦添市消防本部の責任及び負担において行うものとする。

（管理及び使用方法）

第8条 消防長は、借用者がAEDを借用する期間においての管理及び使用方法について次に掲げる事項を遵守するように指導するものとする。

- (1) AEDを取扱説明書に基づき適切に使用すること。
- (2) AEDを処分し、又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸し、又は譲渡しないこと。

（返却）

第9条 消防長は、借用者がAEDを返却する場合は、浦添市消防本部AED返却確認書（様式第3号）を提出させるものとする。

（使用報告）

第10条 消防長は、借用者が実際にAEDを使用した場合は、浦添市消防本部AED使用報告書（様式第4号）で報告させるものとする。

（損害の弁償）

第11条 消防長は、借用者が故意又は過失によりAED（電極パッド等の附属品も含む）を亡失し、又は破損させた場合は、浦添市消防本部AED破損等届出書（様式第5号）を消防長へ届出をさせるとともに、その損害を弁償させるものとする。

（返還）

第12条 消防長は、借用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、AEDの返還を求めることができる。

- (1) この規程に違反した場合
- (2) 消防長が特に必要と認めた場合

（損害賠償責任）

第13条 消防長は、AEDの使用により生じた事故や損害に対しては、一切の責任を負わない。

附 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日消防本部訓令甲第2号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

浦添市消防本部
消 防 長 殿

団体名 _____

住 所 _____

代表者名 _____

連絡先（電話番号） _____

浦添市消防本部AED借用申請書

次のとおりAEDの借用について申請します。

行事名称・内容	
開催・借用期間	年 月 日 () 時 分 から 年 月 日 () 時 分 まで
開催場所	
参加予定人数	人
借用台数	台
AED配置場所	
担当者名 連絡先	担当者名 : 連絡先 : _____ (電話番号) (事務所 ・ 自宅 ・ 携帯電話)
資格を有する 者・資格の種類	氏名
	医師・看護師・保健師・救急救命士・講習修了者 その他 () ※資格が分かる書類等の写しを添付すること。

※当該行事等の概要が分かる資料を添付すること。

消防本部使用欄

貸出しの対象の 区分	規程第2条 第 号
---------------	-----------

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

浦添市消防本部 印

消 防 長

浦添市消防本部AED貸出し承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のありましたAEDの貸出しについて、次のとおり決定致しましたので、浦添市自動体外式除細動器貸出事務取扱規程第6条第1項の規定により通知します。

貸出しの可否	承認	不承認
行事名称・内容		
開催場所 (住所)		
開催・借用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
機種及び数量	機種:	数量: 器
不承認の理由		
備 考		

留意事項

1. 貸出し及び返却の際には、当通知書を持参すること。
2. 貸出し時には、運転免許証等、受領者の本人確認ができるものを持参すること。
3. 電極パッドは、実際に除細動を行う直前まで開封しないこと。故意又は過失により開封した場合は、損害の弁償の対象となること。
4. 行事開催期間中は、医療従事者等の資格を有する者を必ず常駐させること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

浦添市消防本部
消 防 長 殿

団体名 _____

住 所 _____

代表者名 _____

連絡先（電話番号） _____

浦添市消防本部AED使用報告書

貸出しを受けたAEDの使用について、次のとおり報告します。

行事の名称	
使用場所 (住所)	
使用日時	年 月 日 () 時 分 頃
AEDを操作 した者	氏名 (男 ・ 女)
	関係(主催者 ・ 参加者 ・ その他 _____)
患 者 情 報	氏名 (男 ・ 女) 年齢 歳
	住所 (分かる範囲でご記入ください。)
AED使用時 の状況	
その他使用 した器具等	

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

浦添市消防本部
消 防 長 殿

申請者 団体名 _____
代表者名 _____
連絡先（電話番号） _____

浦添市消防本部AED破損等報告書

1 発 生 日 時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後 _____ 時 _____ 分頃

2 発 生 場 所 _____

3 種 別 破 損 ・ 亡 失

4 破損、亡失等の経緯（できるだけ詳細に記入すること。）

※破損、紛失等があった場合は、様式第4号を提出するとともに、弁償すること。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

浦添市消防本部
消 防 長 殿

団体名 _____

代表者名 _____

浦添市消防本部AED返却確認書

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| 1 返却日時 | 年 月 日 時 分 |
| 2 返却時確認チェックリスト | |
| (1) AEDの使用 | 無 ・ 有 |
| (2) AED本体・バッグの破損等 | 無 ・ 有 |
| (3) インディケータ「OKサイン」 | 異常なし ・ 異常あり |
| (4) 附属品の状況 | |
| ア 電極パッド（小児用含む。） | 異常なし ・ 異常あり |
| イ レスキューセット
（ハサミ・カミソリ・マスク・ガーゼ） | 異常なし ・ 異常あり |
| (5) 取扱説明書 | 異常なし ・ 異常あり |

※1 実際に使用した場合は、様式第3号のAED使用報告書を提出すること。

※2 亡失、破損した場合は、様式第4号のAED破損等報告書を提出すること。

返却者 氏名 _____

確認者（職員）氏名 _____